

新型コロナウイルス感染症対策支援施策情報

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上高等が減少している事業者を支援するため、国や県、市より様々な支援策が打ち出されています。2021年12月以降新たに申請受付等が始まった制度を中心に4ページに渡って紹介します。

また、「申請方法について知りたい」、「制度の詳細を知りたい」という方は、記載しているお問合せ先、又は当所までお問合せください。

※記載している内容・数値等は2022年1月24日時点の中小企業向け情報

たつの市事業継続応援支援金	
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出や人流の減少などにより、事業活動の縮小を余儀なくされている市内中小事業者に対し、事業活動の継続や立て直しを行うための取り組みを支援する支援金。	
支援内容	国の「月次支援金」、又は兵庫県の「休業・時短協力金」を受給された、たつの市内の中小事業者に対する上乘せ支援。
給付対象者	次の①～③全ての要件を満たす事業者 ①たつの市内に主たる事務所又は事業所を置く中小事業者・個人事業主等 ②月次支援金又は兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模集客施設対象の同趣旨協力金を含む）を受給された方 ※2021年4～9月対象月分を受給している必要あり ③支援金給付申請時において、今後も事業を継続する意思を有している方
給付額	①月次支援金の受給者は、中小法人等で40万円、個人事業主等で20万円 ②休業・時短協力金の受給者は5万円 ※①②ともに、1事業者1回限り
申請期限	2022年2月28日(月)まで
お問合せ	たつの市産業部商工振興課 (TEL0791-64-3158)



地域・業種問わず
受給可能性あり

事業復活支援金

2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者には、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額が一括給付される支援金。

支給対象者
新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、2021年11月～2022年3月までのいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上、又は30～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の売上高

算出式
給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5を掛けた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間※1の売上高}) - (\text{対象月※2の売上高}) \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

申請方法
登録確認機関※1による事前確認※2の後、申請用のWEBページ※3より申請。
なお当所では、会員事業所を対象に事前確認の実施をいたします。

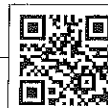
※1 2022年1月24日の週から事務局HPにて連絡先等を公表予定

※2 「一時支援金」又は「月次支援金」を既に受給された方は、登録確認機関による事前確認を省略可能

※3 通常申請の受付開始時（2022年1月31日(月)）に、事務局HPにて開設予定


申請期間 2022年1月31日(月)～2022年5月31日(火)（予定）

お問合せ 事業復活支援金事務局相談窓口（TEL0120-789-140又は03-6834-7593）



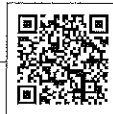
兵庫県飲食店等一時支援金

コロナ禍からの経済回復期において原材料価格等の高騰など飲食店を取り巻く環境が厳しい中、兵庫県が定めた新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に協力し、「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を受けた飲食店等を運営する事業者に対する支援金。

支給対象者	<p>以下の①～④全ての要件を満たす事業者</p> <p>①県の「新型コロナ対策適正店認証制度」の認証を受けた飲食店等であること ※飲食店等とは飲食店の他、遊興施設や結婚式場などを含む。また本支援金の申請時点で認証を取得している必要あり</p> <p>②申請店舗が、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を、本支援金の申請日までに受け、営業の実態があること</p> <p>③申請店舗において、2021年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けていること</p> <p>④2022年4月以降も、申請店舗の営業を継続する意思があること</p>
支給額	1店舗当たり10万円（一律額）
申請期限	<p>2022年2月22日(火)まで（2月22日の消印有効）</p> <p>※申請期限前であっても、予算額に達し次第受付終了予定</p>
お問合せ	<p>兵庫県飲食店向け協力金・一時支援金コールセンター（TEL078-361-2501）</p> 

兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金

兵庫県が行った不要不急の外出・移動の自粛要請等の影響を受け売上が減少し、さらにコロナ禍からの回復期に急激な原油価格等の高騰の影響を受ける中小法人・個人事業主等の事業回復を下支えするための支援金。

支給対象者	<p>以下の①～④全ての要件を満たす事業者</p> <p>①国の月次支援金を受給していること ※2021年4月分から2021年10月分までのいずれかひと月で可</p> <p>②次の所在地・住所地在国の月次支援金対象月において兵庫県内にあること (1)中小法人等にあつては、法人の本店所在地 (2)個人事業主にあつては、事業者の住所地</p> <p>③2021年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けていること</p> <p>④事業継続に向けた取り組みを行っている、又はその意思があること</p>
支給額	<p>中小法人等：20万円、個人事業主：10万円</p> <p>※支給は1事業者につき1回限り</p>
申請期限	<p>2022年2月28日(月)まで（2月28日の消印有効）</p> <p>※申請期限前であっても、予算額に達し次第受付終了予定</p>
お問合せ	<p>兵庫県中小法人等一時支援金事務局コールセンター（TEL050-8882-4908）</p> 

小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組みを支援する補助金。

補助上限	100万円（補助率：3/4）
補助対象者	小規模事業者
補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費（オンラインによる展示会等に限る）、④開発費、⑤資料購入費、⑥雑役務費、⑦借料、⑧専門家謝金、⑨設備処分費、⑩委託費、⑪外注費、⑫感染防止対策費 ※補助対象経費の全額が対人接触機会減少に資する取組みであること（⑫除く）
申請方法	郵送ではなく補助金申請システム（名称：Jグランツ）でのみ申請可能。 ※本システムを利用するにはGビズIDプライムアカウントを予め取得しておく必要あり
公募期間	第6回締切：2022年3月9日(水)
お問合せ	小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠） コールセンター（TEL03-6731-9325）



新型コロナウイルス対策マル経

龍野商工会議所の経営支援を受け、経営改善を行う小規模事業者に龍野商工会議所の推薦により日本政策金融公庫が融資する「無担保・無保証人」の融資制度。

対象者	龍野商工会議所地区内で1年以上事業を営む小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が、前3年の同期と比較して5%以上減少している
融資限度額	1,000万円（通常枠と別枠）
融資期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内
利率	当初3年間は0.31%、4年目以降は1.21%
特別利子補給制度	本融資制度の対象者で、次のいずれかに該当する方は特別利子補給制度により借入より当初3年間実質無利子となります。 ①小規模事業者（個人事業者）：追加要件なし ②小規模事業者（法人）：最近1カ月等の売上高又は過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が、前3年の同期と比較して15%以上減少している
お問合せ	龍野商工会議所中小企業相談所（TEL0791-63-4141）